

## 紹介手数料に関する覚書

以下「甲」という) と、ECのミカタ株式会社 (以下「乙」という) は、  
の人材紹介基本契約書(以下「本件契約書」という)第 5 条および第 6  
条に基づき以下の通り合意します。

### 1. 本件契約書第 5 条に定める紹介手数料

採用決定者の初年度想定理論年収(注 1.2)の 30 %

※消費税別途加算

#### 注 1:想定理論年収定義[月給制の場合]

下記の総計

1. 月額固定給(基本給+諸手当)×12ヶ月

2. 賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数(または標準賞与支給月数)

3. 初年度支給一時金(調整金)

ただし、通勤手当の非課税分、および超過勤務手当など就業により変動する手当は含まれません。

#### 注 2:想定理論年収定義[年俸制の場合]

提示年俸額(通勤手当非課税分を除く)

### 2. 本件契約書第 6 条に定める紹介手数料の払い戻し

- a. 入社後 1 ヶ月以内に自己都合退職・懲戒解雇の場合—乙が受領した紹介手数料の 80%を返戻する
- b. 入社後 3 ヶ月以内に自己都合退職・懲戒解雇の場合—乙が受領した紹介手数料の 50%を返戻する

以上、本覚書を 2 通作成し、甲乙各 1 通保有します。

年 月 日

(甲)

(乙)

ECのミカタ株式会社

代表取締役社長 小林亮介

許可番号 13-ユ-306781